

2019年5月16日

消費者支援機構福岡 御中

〒537-0011 大阪市東成区東今里二丁目1番8号

株式会社PGSホーム

代表取締役社長 池口 護

拝復 貴機構の2019年4月19日付「株式会社PGSホーム契約書類等に関する申入書」と題する書面を拝受いたしました。取り急ぎ、同書につき、弊社内において協議した結果を下記のとおりご回答申し上げます。

敬具

記

第1 申入れの趣旨に対する回答

1 (1)について

当社ウェブサイト中の表示（添付資料①において貴機構の指示する箇所）を、2019年6月1日付で、別紙の1記載のとおり改訂いたします。

2 (2)について

当社チラシ中の表示（添付資料②において貴機構の指示する箇所）を、2019年6月1日付で、別紙の2記載のとおり改訂いたします。

第2 申入れの理由に対する回答

1 当社は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第5条第1号の趣旨に則り、貴機構のご指摘を踏まえ、当社ウェブサイトおよびチラシ中の表示につき、単に「保証」とのみ表示するのではなく、「対象箇所」が「外壁」に限られること、および「対象内容」が「塗膜剥離保証」であり、不具合の発生が外壁であっても剥離以外の不具合は保証適用とならないこと、保証対象となる塗膜剥離が「施工上の不備に起因すること」を明示することにいたしました。

これにより、消費者の皆様におかれて、当社ウェブサイトおよびチラシ中の表示に基づき、①当社施工にかかる塗膜について、保証期間中、いかなる事情によろうとも塗膜の剥離が原

則として生じることはないとの「品質保証」がなされているものであるとの誤認が惹起されることはなく（貴機構ご指摘にかかる「優良誤認表示」の該当可能性の消滅）、また、②保証期間中は、当社施工後に生じた経年変化による等の一切の不具合が、無条件で、当社の「無償修理」の対象となるものであるといった誤認が惹起されるという懸念も払拭されるものと思料いたします（「有利誤認表示」の該当可能性の不存在）。

- 2 他方で、貴機構は、当社の「保証（外壁塗膜剥離に対する保証）」が、民法上の瑕疵修補責任と同一内容であって、「法律上当然になすべきことをあたかも特別なサービスであるかのように表示したもの」であると指摘されています。この点につきましては、貴機構におかれましてもご存知のとおり、民法上、請負人の瑕疵修補責任（民法634条）の存続期間は、同法637条により施工完了から1年間と定められておりますところ、当社では、保証の対象こそ限定してはおりますが保証期間については最長で15年としております。

したがって、この点において実際に、消費者の方にとって民法上の規定よりも有利なサービスとなっておりますので、この点でも、貴機構ご指摘の有利誤認表示に当たるものではないと認識しております。

以上

(別紙)

1 当社ウェブサイト中の表示（添付資料①において貴機構の指示する箇所）改訂案

①最長15年の長期塗膜剥離保証書発行

光触媒塗装（ただし、建物の外壁部分に限ります。）には、最長15年間の塗膜剥離保証をお付けしております（ただし、施工上の不備に起因する剥離を対象としており、色あせ・色むら・ひび割れなどの剥離以外の不具合は保証対象に含まれておりませんのでご注意ください。）。

光触媒以外の塗装（ただし、建物の外壁部分に限ります。）につきましても、最長10年の塗膜剥離保証をお付けしております（ただし、上記同様、施工上の不備に起因する剥離を対象としており、色あせ・色むら・ひび割れなどの剥離以外の不具合は保証対象に含まれておりませんのでご注意ください。）。

2 当社チラシ中の表示（添付資料②において貴機構の指示する箇所）改訂案

最長15年塗膜剥離保証 ※保証は外壁部分の塗膜剥離（施工上の不備による）に限ります。
また外壁であっても、剥離以外の不具合は対象外です。

高耐久性（経済的）・・・（略）

当社光触媒塗料は、一般的な塗装に比べて、当社試験データ上、長期の耐久性を有しております。ただし、下地の状況や立地環境等により、所期の性能が発揮されない場合もございます。